



発電設備の工事、維持及び運用における主任技術者の選任について（その1）

10月号では、特定の発電設備の設置工事から設置後の維持管理において、設備の保安確保を図るため、電気事業法により設置者に対して義務づけられている主任技術者の選任について解説します。

生徒

特定の発電設備については、設置工事から設置後の維持管理まで主任技術者の選任が設置者に対して義務づけられているとのことですが、この「特定の発電設備」とは、どのような発電設備を指しているのですか？

先生

電気事業法では発電用の電気工作物（発電設備）を、その種類に応じた出力範囲により一般用電気工作物と事業用電気工作物とに区分しています。

一般用電気工作物に区分される発電設備は、小出力発電設備として同施行規則第48条第4項によりその出力範囲が定められ、ここでいう「特定の発電設備」とは、一般用電気工作物以外の事業用電気工作物として取り扱われる発電設備をいいます。

表1は事業用電気工作物に区分される主な発電設備の出力範囲を示したものです。

表1 事業用電気工作物に該当する主な発電設備

| 種類 | 出力範囲 |
|------------|-----------|
| 太陽電池発電設備 | 50kW以上のもの |
| 風力発電設備 | 20kW以上のもの |
| 内燃力発電設備（※） | 10kW以上のもの |
| 燃料電池発電設備 | 10kW以上のもの |
| ガスタービン発電設備 | 全てのもの |

※ 原動機がディーゼル機関、ガス機関又はガソリン機関のものをいう。

生徒

発電設備が事業用電気工作物に該当する場合、設置者に義務づけられている主任技術者の選任について、どのように定められているのですか？

先生

電気事業法第43条では、主任技術者の選任及び届出義務等について次のとおり定めています。

(主任技術者)

第43条 事業用電気工作物を設置する者は、事業用電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安の監督をさせるため、主務省令で定めるところにより、主任技術者免状の交付を受けている者のうちから、主任技術者を選任しなければならない。

2 自家用電気工作物を設置する者は、前項の規定にかかわらず、主務大臣の許可を受けて、主任技術者免状の交付を受けていない者を主任技術者として選任することができる。

3 事業用電気工作物を設置する者は、主任技術者を選任したとき（前項の許可を受けて選任した場合を除く。）は、遅滞なく、その旨を主務大臣に届け出なければならない。これを解任したときも、同様とする。

4、5（省略）

電気事業法第43条により、表1の事業用電気工作物に該当する発電設備の設置者には、設備の設置工事から設置後の維持管理において設備の保安確保を図るため、主任技術者免状の交付を受けている者（有資格者）を主任技術者として選任し、その旨を主務大臣（経済産業大臣）に届け出ることが義務づけられています。

生徒

発電設備には様々な種類がありますが、選任する主任技術者も発電設備の種類に応じて定められているのですか？

先生

電気事業法施行規則第52条では、表1の事業用電気工作物に該当する発電設備について、選任する主任技術者を設備の設置工事と設置後の維持管理においてそれぞれ定めています。また、選任する主任技術者は、発電設備の種類や常用、非常用の別により異なる場合があります。

表2は、常用発電設備の設置後の維持管理において選任する主任技術者を示したものです。

表2 常用発電設備に選任する主任技術者

(注：○は選任要、－は選任不要)

| 発電設備の種類 | 主任技術者の種類 | |
|------------|----------|----------------|
| | 電気主任技術者 | ボイラー・タービン主任技術者 |
| 太陽電池発電設備 | ○ | － |
| 風力発電設備 | ○ | － |
| 内燃力発電設備 | ○ | － |
| 燃料電池発電設備 | ○ | ○（※1） |
| ガスタービン発電設備 | ○ | ○（※2） |

※1 改質器の使用最高圧力が98kPa以上のものに限り、選任要

※2 経済産業省告示第99号で定める小型ガスタービン発電設備（出力300kW未満等）は、選任不要

なお、非常用発電設備の主任技術者の選任については、電気事業法上、非常用発電設備が必要設備に附帯する設備と見なされていることから、発電設備の種類にかかわらず電気主任技術者のみとなります。